

令和4年度第4回
多摩市国民健康保険運営協議会

令和4年11月24日(木)午後1時28分
多摩市役所第二庁舎会議室

1.開催日 令和4年11月24日(木)

2.会場 多摩市役所第二庁舎会議室

3.出席者

被保険者代表委員 齊藤順子、津布久光男、峯村辰夫、山村正広

保険医・薬剤師代表委員 橋本循一、林幹彦、辻野正久、寺田武司

公益代表委員 下井直毅、舟木素子、伊藤 拳

被用者保険代表委員 川又久義

事務局 保健医療政策担当部長 伊藤重夫
保険年金課長 松下恵二
保険税担当 定石倫彦
保険税担当 宇都宮久美子
国保担当 坂本全史
国保担当 星野広輝

午後1時28分 開会

○下井会長 時間前ですけれども、皆さんおそろいなので始めたいと思います。

こんにちは。

第4回多摩市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。

まず、初めに、会議傍聴するに当たって、どなたかいらっしゃっていますか。

○坂本国保担当 本日はおりません。

○下井会長 どうもありがとうございます。

では、出席状況報告について、事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 若林委員と原委員から欠席の連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

本日の議事録署名委員ですけれども、山村委員と林委員、お願いいたします。

では、配付資料の確認をしたいと思います。事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 では、配付資料を確認いたします。

机の上に置いてございます。次第、そして、資料1、令和5年度の国保事業費納付金と標準保険料率の仮算定結果につきまして、A4の横1枚を用意してあります。資料2、同じく令和5年度の納付金の仮算定結果、主な増要因などを書いております。A4の縦1枚です。資料3、第2期の国民健康保険の運営に関する指針の概要版。これは大きい紙が折ってございます。1枚です。そして、多摩市の国保令和4年度版（令和3年度実績）、ピンク色の冊子ですけれども、これは例年作っておりまして、今回も作らせていただきましたので、この会議では使わないかもしれませんが、御自宅に戻られましたら、参考までにお使いいただければと思います。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。

では、本日の予定について、事務局、お願いいたします。

○松下保険年金課長 まず、初めに、本年7月1日から新たな委員ということで、新委員の方に委嘱させていただいておりますけれども、前回欠席された橋本委員に委嘱状の交付をさせていただければと思います。

では、伊藤部長のほうからよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○下井会長 橋本先生、何か一言ありますか。

○橋本委員 いや、特にございませぬ。

○下井会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項に入りたいと思ひます。

令和5年度の国保事業費納付金の仮算定結果についてということですが、事務局のほう御説明お願ひいたします。

○松下保険年金課長 それでは、令和5年度の国保事業費納付金の仮算定結果につきまして御説明させていただきます。

まず、資料の3を御覧いただければと思ひます。

こちらは毎回御説明をさせていただいておりますが、新たな委員の方もいらっしゃると思いますので、第2期の多摩市国民健康保険の運営に関する指針の概要版で簡単に御説明させていただきます。

こちらは平成30年度に都道府県も国保の財政運営の責任者となって各市町村と共同の保険者となった。それに伴いまして、各保険者には財政健全化に向けた取組というものがあると言われております。その際に財政健全化計画を策定いたしまして、その計画を具体化したものが第2期の運営指針となっております。

まず、左上、1番でございますけれども、これまで毎年10億円以上を一般会計から繰入れている状況が続いております。本来、国民健康保険特別会計は公費、それから、保険税収入で賄うことが原則となっておりますけれども、保険税収入だけでは保険給付費が賄えず、赤字状態が続いている。このため、毎年10億円を超える金額を一般会計から繰入れて、収支の均衡を保ってきたという形になっております。

平成24年度以降につきましては、おおむね2年に一度、保険税率の見直しを行い、改善を図ってきたというところがございますけれども、現時点におきましても法定外繰入れというものを解消に至っていないという状況でございます。

一番下の3を御覧いただければと思ひます。

こちらは、東京都が共同の保険者となりまして、東京都におきましても東京都国民健康保険運営方針を策定いたしまして、国民健康保険財政の健全化の取組を進めている。各市町村では財政健全化計画を策定し、計画的、段階的に赤字繰入れの削減、解消を目指していくということとされております。

右側の欄を御覧いただきたいと思います。

こちらは、そういう取組を進めていくために、保険者機能を強化し、多摩市国民健康保険の安定的な運営を目指していくということで指針を策定しております。

被保険者の健康の保持増進、医療費の適正給付、財源の確保、この3項目を推進して保険者機能の強化を目指していくとしております。

裏面を御覧いただきたいと思います。

こちらはその3項目の主な取組でございます。

まず、被保険者の健康の保持・増進につきましては、特定健診の実施、特定保健指導の実施、生活習慣病の重篤化リスクのある患者への重症化予防、そういった取組を進めていくとしております。

2番の医療費の適正給付につきましては、レセプト点検の実施、柔道整復師等の療養費の適正化などの取組を進めていく。

右の欄の財源の確保に関しましては、納税環境の整備、口座振替の促進、滞納処分の強化、収納率の向上、取組の5といたしましては、保険税率の見直しということで、平成30年度以降については、改定率は前年度比4%増を基本とする。一般会計の法定外繰入れにつきましては、今後15年間をめどに削減していくことを目指すという取組を推進しております。

このような状況の中で、令和3年度の保険税の見直しに当たりましては、コロナの状況で先が見えないというところで据置きとさせていただいております。また、今年度の保険税率の見直しに当たりましては、まだコロナ禍であるというところと物価上昇というところが低所得者に与える影響というものを考慮いたしまして、2%の増改定という形で答申をいただいております。

それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。

こちらは先日、東京都から示されました令和5年度国保事業費納付金、それから、保険料率の仮算定結果となっております。

まず、一番上の1人当たり納付金及び標準保険料率でございますけれども、1人当たり納付金額につきましては、令和5年度の仮算定結果が18万7,548円。令和4年度の本算定が17万4,462円となっております、対前年で7.5%の増となっております。令和5年度の東京都平均では20万4,631円、対前年で8.1%の増となっております。

2段目の1人当たり保険料額につきましては、17万3,528円。今年度が16万2,511円となっております、対前年で8.3%の増。東京都平均につきましては、18万1,9

49円、対前年で8.9%の増となっております。

標準保険料率の所得割につきましては、13.16%、今年度が12.44%となっております。5.8%の増。東京都平均につきましては12.89と、対前年で5.7%の増となっております。標準保険料率の均等割につきましては、8万2,166円。今年度が7万6,258円となっております。対前年で7.7%の増。東京都平均におきましては、8万476円、対前年で7.6%の増となっております。

中段の国保事業費納付金及び激変緩和でございますが、納付金額、激変緩和前が48億3,243万7,000円。今年度が45億6,928万円となっております。5.8%の増。東京都全体におきましては、4,640億3,985万5,000円となっております。6.3%の増。激変緩和につきましては、5,593万9,000円と、対前年で21.3%の減。都の財政支援につきましては1,564万5,000円。今年度につきましては199万3,000円。1,365万2,000円都の財政支援は増えております。

納付金額の激変緩和後でございますが、47億6,085万3,000円、対前年で5.9%の増。東京都全体も5.9%の増となっております。

賦課すべき保険料必要額につきましては、44億898万7,000円、対前年で6.7%の増。東京都全体におきましても6.9%の増となっております。

下が、参考までに納付金算定時の被保険者数でございますけれども、2万9,629人、対前年で887人の減、マイナス2.9%。東京都平均も3%の減となっております。

続きまして、資料の2を御覧いただきたいと思っております。

資料の2につきましては、項番1、項番2につきましては、多摩市の、今、御説明させていただきました1人当たり納付金、それから、都の財政支援等の多摩市の比較になっております。

中段のグラフでございますけれども、平成30年度からの国保事業費納付金の推移というところでお示しさせていただいております。平成30年度が納付金総額は45億5,600万円、1人当たり納付金額が15万1,357円。令和5年度の仮算定におきましては、納付金総額が47億6,100万円、1人当たりが18万7,548円となっております。

下の表でございますけれども、これは納付金算定時における被保険者数となっておりますけれども、平成30年度が3万5,426人。令和5年度の仮算定につきましては2万9,629人。トータルで5,797人の減という形になっておりますけれども、納付金総額、1人当たりの納付金につきましては、平成30年度を大きく上回っているという形になっ

ております。

裏面を御覧いただきたいと思います。

こちらは納付金額の増加の主な要因でございますけれども、保険給付費の増ということで、1人当たり医療費、今回、令和5年度の推計におきましては38万1,995円。令和4年度推計の36万5,250円の4.58%増と推計しております。

次に、②の後期支援金、それから、介護納付金の増という形で、今回、国から示されました係数が、1人当たりの後期支援金が7万772円、今年度の確定数値から7.6%の増。介護納付金につきましては8万4,414円、今年度の確定から3%の増となっております。

下の表でございますけれども、平成30年度から仮算定までの後期支援金、介護納付金の推移となっております。

後期支援金につきましては、平成30年度が5万9,476円。今回の仮算定が7万772円ということで、30年度から比べますと19%1人当たりの後期支援金が伸びている。介護納付金につきましては、平成30年度が6万7,900円。今年度の仮算定では、8万4,414円と、こちらについては24.3%の増となっております。

次に、③の激変緩和措置、こちら東京都の財政支援を含む金額でございますけれども、令和5年度の仮算定におきましては7,158万4,000円。対前年で149万3,000円の減となっておりますけれども、この激変緩和措置につきましては、令和5年度までとなっております。令和6年度からは激変緩和措置というものはなくなりまして、ゼロとなるというところで、こちらの部分がまた納付金算定時に上乘せされてくるという形になっております。

④の前々年度の決算剰余金の取扱いということで、令和3年度の納付金算定におきましては、決算剰余金約79億円が納付金算定から減額されたところでございますけれども、令和4年度につきましては、155億円の剰余金につきましては、普通交付金に充当。令和5年度につきましても、約12億円剰余金が見込まれますけれども、令和4年度の普通交付金に充当されるという形になっております。

⑤の財政安定化基金への償還ということで、令和3年度の普通交付金の増加によりまして、財政安定化基金を約55億円取崩ししております。その取り崩した金額につきましては、政令等の規定によりまして、令和5年度以降の3年間の納付金に加算されるという形になっております。財政安定化基金への償還計画といたしましては、令和5年度に32億8,400万円、それから、令和6年、7年に10億9,476万1,000円をそれぞれ償還して

いくという形になっております。

4の法定外繰入金の推移ということで、こちらは当初予算ベースで掲載させていただいておりますが、平成30年度10億6,600万という形になっておりまして、令和元年度、それから、2年度というものにつきましては、対前年でマイナスとなっておりますが、令和5年度の今回の仮算定におきましては、法定外繰入れが当初予算で15億2,437万3,000円。こちらは4%増したという仮定で計算したものになっておりまして、改定しなければもう少し金額が上がってくるというような形で、対前年30.7%の増が今時点で見込まれているという状況になっております。

納付金の仮算定結果につきましては、説明は以上になります。

○下井会長 どうもありがとうございます。

これが仮算定結果ですけれども、御質問、御意見ございますでしょうか。

お願いいたします。

○津布久委員 数字に直接関係ないかもしれないんですけれども、全てのことが被保険者の人数の異動に関わるものですから、参考にお聞きしたいんですけれども、この被保険者数の中で、社会保障制度がすごく変わってきているので、国保を抜けて健保のほうに移る方の情報とか、例えば、今年の4月から半年間の動きで、異動があったデータとか何かあったら教えていただきたいと思うんですけれども。

○伊藤保健医療政策担当部長 今年の10月から従業員100人超のところは社会保険のほうに国保から動かすということだったんですが、二、三日前に数字だけ洗ったところなんですけれども、まだ分からないんですが、4、5、6、7、8、9、10月まで見たところだと、6月が138人ということで、その理由が何か分からないんですが、例年のことかもしれないんですけれども、マイナスで多くて、あと、この10月で120人ということでした。その120というのが10月1日からということで、数字の影響が10月末までに現れているのか、また、今月末までに現れるのかとかが、見込みが分からないところなんですけれども、確かに少し数字的には動く感じです。

○津布久委員 そうですね。

後期高齢の75歳が抜けるのは想定できるんですけれども、それは年齢のあれだから。社会保障制度が変わって、傷病手当なんか国保はどうしても出せなくて、健保のほうで特異性があるので、魅力をどこに持つかによって変わってくるだけけれども、パートさんなんかでも結構国保から抜けてとかいうのが出てきつつあるんです。

だから、国保のこの被保険者の人数にどうやって影響しているのかというのをお聞きしたかったものですから。予算編成なんかも当然変わってくると思うので、また、逐次、動きが、顕著な例が出てきた場合はお聞かせいただきたいと思うので、よろしくお願いします。

○下井会長 ありがとうございます。

資格のときに2か月遅れとかということはないんですか。

○松下保険年金課長 そうですね。資格取得されてから、国保だと、その場で保険証をお出しすることができるんですけども、健保の場合ですとかいうのは、保険証ができるまでに結構時間がかかってタイムラグがあるので、10月中にお手続できない方もいらっしゃると思うので、また今月とか、その辺は数字が現れてくるのかと思うんです。

○津布久委員 よろしくをお願いします。

○伊藤保健医療政策担当部長 先ほど申し上げた6月の138とかという数字は、ひょっとすると、4月で切替えて、それが今、松下が申し上げた、少しずれて6月ぐらいに、大体2か月ぐらいにというふうなところも言えるので、ひょっとすると、今回の10月からの影響というのは10、11、12の3か月間ぐらいのうちで減るかというところはあるかもしれない。

○津布久委員 なるほど。はい、ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○伊藤保健医療政策担当部長 今のお話ですと、本当に残っている方々というのが社保に入れられない方、自営業の方とか、そういう構図にもなってしまうんです。

○津布久委員 ありがとうございます。

○下井会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

すみません、基本的な質問で恐縮なんですけれども、この納付金額の増加の要因のところ、1人当たり医療費とか、1人当たり後期支援金とか、1人当たり介護負担金が、それぞれ4.58%とか7.6%とか3.0%増えていますけれども、それはやはり高齢化によるものなんですか。1人当たりの金額が上がっていくというのはどういったものなんですか。

○松下保険年金課長 1人当たり医療費の増につきましては、医療の高度化ですとか、あと、国保被保険者の年齢構成が上がってくるといったところで医療費も伸びてしまうという状

況がございます。

それから、後期支援金、介護負担金につきましても、後期の人数が増えてきますと、やはり後期高齢者医療は5割を国からの公費ですとかそういったもので賄いまして、4割を現役世代からの支援金、それで、1割を後期高齢者医療の保険料で賄うという形になっておりまして、やはりその後期高齢者医療の医療費が伸びてしまうと、それぞれ後期支援金ですとか介護負担金の1人当たりの現役世代の負担というのが重くなっていくという状況になっています。

○下井会長 川又委員とか何か意見とか御質問とかございますでしょうか。

○川又委員 今の会長のお話では、後期の支援金と介護は、これは確定ですか。

○松下保険年金課長 いや、まだ概算です。

○川又委員 概算。これから増えるかもしれないし減るかもしれない。

○松下保険年金課長 そうですね。

○川又委員 概算ですね。

○松下保険年金課長 はい、概算になります。

○川又委員 ただ、後期は、うちも健保の運営ですけれども、団塊の世代がどんどん後期に移っていますから、後期高齢者の医療費がどんどん膨れ上がってくるので、それで、なおかつ介護の高齢者が増えているから、ここは減ることないですよ。必ず毎年、後期のほうも増えるし、介護のほうも増えるし。

今、介護報酬の検討やっていますけれども、あれは令和6年度ですよ。6年度の診療報酬改定ですね。5年度は間に合わないですよ。

だから、高額所得者について一部負担金は介護のを増やすとかをやるのは6年度だから、5年度は影響ないですよ、その負担減が。だから、減ることはないですね。

○伊藤保健医療政策担当部長 今、おっしゃっていただいた介護保険のほうは、今が8期で次が第9期ということで、3年ごとなので、今、議論されているのは令和6、7、8年度のことを議論されて、今、川又委員のおっしゃっていた5年度のほうは何か影響は及ぼさないということです。

○川又委員 ありがとうございます。

○伊藤保健医療政策担当部長 本当に介護、後期という、国保という三すくみ状態のところ、抜本的に何かを変えない限り、毎年皆さんも御議論いただくって、結局、では、一般会計からの繰入金をどれぐらいにするのか、では、保険料をそれに合わせてどれぐらい上げる

のか下げるのか、いや、でも、コロナの状況もあるしというふうな、そういう議論を本当に延々と毎年繰り返すような話です。

○川又委員 10月から高額所得者、負担を1割から2割に変えました。あの影響はすぐに出てこないんでしょうけれども。

○伊藤保健医療政策担当部長 そうですね。

今のお話でもそうです、データもうろ覚えですけども、やはり多摩市というのは、今、おっしゃっていただいた1割負担と3割負担というのがあって、地域差があるようです。

多摩市はどちらかというと、その辺は今までの1割、中庸だったんですけども、今回、2割の方が非常に多摩市が多いです。23区26市で上から4番目か5番目ぐらいの割合なので、だから、低所得者の人と高額の人とはそれほどでもないんですけども、中庸の2割の人の率が非常に高いです。

だから、影響はすごくこれから、市民の方々は自己負担という意味では非常に顕著に出てくるということが想定されます。

当然港区とか、あの辺は皆、3割の人がすごく多くて。すごく多いです。千代田区、港区は断然多いです。

○川又委員 パート・アルバイト等は100人だとそれぞれ影響ないんじゃないですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 そうですね。

○川又委員 ほとんど抜けてきていますよね。

僕も始まったときにおかしいと思ったんですけども、あれはもともとの話は専業主婦の年金権の話なんですね。

○伊藤保健医療政策担当部長 そうですね。

○川又委員 国民年金だけじゃ食えないから、厚生年金入れて、年金額を増やそうとやったのに、健保と一緒にくっついちゃったんです。本来は奥さんが扶養であれば保険料なしで同じ3割負担だったから、今度、ずっと分けて自分で保険料払わなければならないんです。だから、本人にとっては全然メリットないですよ。年金はメリットあるかもしれないけれども、健保はまるっきりメリットないんです。本人が不利になっているんですよ。

あれは本当は健保を除けばよかったです。年金だけ社保の適用、厚年適用させてあげれば、保険料は払うだけけれども、年金は増えるでしょう。健保のほうは保険料を払わないで、同じ3割負担で扶養でいけたんですよ。

あれは、だから、厚年と健保を一緒にしちゃっているから、多分、本人は大分苦しいと思

います。それで、今、多分収入減らしていると思うんです。適用にならないように。時間を減らしたり。

○伊藤保健医療政策担当部長 いわゆる103万の壁とか、130万の壁とか、150万の壁とか、そういう。

○川又委員 わざとパート収入を減らして扶養のままでいようということが出てきちゃったんですよね。ちょっと本末転倒だと思うんです。

○伊藤保健医療政策担当部長 そこはおっしゃっていただいたように、年金改革の話ですね。定年延長と、年金はここで今、国年60歳までですけれども、65歳まで延ばすということ。100万円負担増とかよく週刊誌に書いてありますけれども、そういった中で、人生100年、80年時代で、年金をもらうのももっとずらそう。

そこから年金をずらすに当たっては、専業主婦の方が、おっしゃっていただいたように、そういう方々は年金がそもそももらえないので、そういう方々もよりもらえるようにしようというところからが出発点ですね。

さっきの松下の説明にもあった4番の法定繰入れのところも、11億だったのが4億円ぐらいた増える。これはとてもちょっと。市のほうの行政サイドの財務状況から言うと、とてもこんなに負担し切れないという感じです。

それこそこの部分は、一方の見方とすれば、税金の二重投与になる話なので、その議論も必要でしょうし、それから、では、そうかと言って、ここの保険料をどういうふうに上げていくかどうかというのは、こうしたコロナの状況とか、物価高騰、ウクライナ情勢とかのいうふうな、そういうところからも見なければいけないと思うんです。

だから、本当に今回は、この3年間、結構御議論いただいたところはかなりいろいろな苦しい局面もあったんですけれども、今年度さらに、来年度予算に向けてはいろいろ考えなければならないことが多いかというふうに思います。

○川又委員 令和3年度は据え置いたから20%増えたと思うんです、一般会計。

○伊藤保健医療政策担当部長 そうです。

○川又委員 一般会計。4年度が2%を上げたから9.9で収まったんです。

○伊藤保健医療政策担当部長 はい、収まった。

○川又委員 5年度は4%上げても30%上がるということですよ。

○伊藤保健医療政策担当部長 そうです。

○下井会長 これは据え置いたら何%見込みか。

○松下保険年金課長 これは据え置くと、大体4%部分で1億円程度になるので、据え置いた場合には法定外繰入れが十六億二、三千万というような。

○津布久委員 住民税自体というのは、ここ二、三年というのは、どのぐらいの率で下がってきている、全体が。その住民税の総額に対して繰入金がどのぐらいかというのをイメージしたときに、住民税も総額が当然下がってきているわけですね。多摩市の収入。

要するに、多摩市の収入に対して国保への繰入金は何%ぐらい占めているのかの推移を聞きたかったんですけれども。

○松下保険年金課長 占める割合ですね。

○津布久委員 はい。

○伊藤保健医療政策担当部長 ちょっと今、それはお時間いただいてもいいですか。

○津布久委員 はい、次回でもいいですけれども。

○伊藤保健医療政策担当部長 はい、分かりました。

すみません、次回ということで進めていただいて。申し訳ないです。

○下井会長 お願いいたします。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

○津布久委員 なぜそれを言っているかということ、物価もどんどん上がっちゃっているから、我々、住民代表の人でも年金もらった中での介護保険料とか上がってきて、実質に使えるお金はかなり目減りしているんです。さらに、これは長寿化すればお医者さんに行く機会も多くなってくるということがあるので、多分、住民税は所得があった翌年反映するから、そのずれがあると思うので、ここでコロナの影響でどういうふうに影響していくのかどうか分からない。安定して入っていくのは固定資産税だけだし。

その固定資産税の中でも、今度、今、諏訪なんかも建て替えしたり何なりで、住民税、固定資産税、税収がどんどん落ちているのに繰入金がどんどん上がるということ自体が、苦しいのは、絵に描いて分かるんですけれども、その辺がどのぐらい、住民に説明するときに、痛み分けなんだからその4%で、あるいは据え置くということができるのか。さらに生活が苦しいのに負担を、4%で固定して生活できないという、これは生活支援のほうだとか生保の関係とかいろいろ出てくると思うので、その辺もちょっと頭に入れながら検討してみたいというのが本音なんですけれども。だから、次回、また、資料をいただければありがたい。よろしくお願いいたします。

○下井会長 お願いします。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

伊藤先生、何か御質問、御意見とかありますか。

○伊藤委員 いや、特には、ないといえばあれで。ただ、やはりいろいろなところの矛盾のつじつまがだんだんいかなくなってきたらと思うのだらうのと、それと、やはり多分、先ほど女性の問題が出ていたと思うんですけども、女性の方は結局、平均寿命が男性より明らかに6歳も長くて、同じ年だと元気なんです。

そうすると、本当の意味で、男女平等が、2つの仕組みが同じでいいのかとか、いろいろな話もまた本当は出てこないとおかしいところもあるんでしょうけれども。ただ、それは国のレベルの問題で、触れられないんでしょうけれども。

○下井会長 ありがとうございます。

寺田委員、何か御質問、御意見ございますか。

○寺田委員 今回は本当にお話を伺っていても、厳しくなるのかというところしか見えてこないのと、今後、これから先ですよ。特に激変緩和措置がなくなって、ゼロ円になってから、もうすぐじゃないですか、そこから、いきなり、では、すぐにそこから変えましょうということはいかないので、やはり今回とか次回回次から、やはり少なくともそこら辺は見据えていかなければいけないので、かといって、代替案があるわけじゃないですけども、そこら辺も見据えながら検討していかなくちゃいけないので、今回がかなりキーポイントになるのかというふうには感じました。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

舟木先生、何かありますか。

○舟木委員 なかなか厳しい状況なのだと思う、財政的にも。

委員の先生方が言われている意見はごもっともだと思って聞いております。

○川又委員 コロナのワクチンとか、あれは有料化する、今、国庫負担で国が負担していますけれども、あれは考え直すと言っているじゃないですか。そうすると、また種別も変わっちゃうと、インフルエンザになれば、今、全額国が医療費払っていたのを、今度は本人が3割負担になって。そうすると、今度、医療費がどんどんまた増えていきます。コロナの関係だけで。そこも考えなくちゃいけないと思うんですけども。

○下井会長 なるほど。

○津布久委員 あちこち増えるけれども、結局収入が増えないからね。それで引いた分だよ

ね。

○下井会長 そうですね。部長がおっしゃったように、三すくみ状態で。

辻野委員、何か御質問、御意見ありますか。

○辻野委員 的外れな質問かもしれないですけども、10月から1割負担の方が2割負担になられる方が結構いらっしゃったと思うんですけども、その辺のこれからの数字の影響というのは、どういうふうに見込まれているのでしょうか。

○松下保険年金課長 後期高齢。

○辻野委員 後期高齢。

○松下保険年金課長 こちらは国保になるので、後期はまた別の制度になってしまうので。

○辻野委員 そうか。あっちになっちゃう。そうですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 今回の御質問は、シンプルには自己負担分が増えるということなので、それで受診控えをする方というのはどの程度いるかどうかというのは分からないんですけども、今まで、いわゆる1割、2割の含みの中だった方が、1割残して2割に行きますので、では、2割、単純に言えば、倍かかる、今まで窓口で3,000円払った人が6,000円になる話なので、そんなに高くなるならば少し受診を控えようというふうな、そういう動きは市民の感覚からすると、出てくるかもしれないです。

○辻野委員 かもしれないですね。

○伊藤保健医療政策担当部長 それが見込みとなりますけれども。

○辻野委員 ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。

○伊藤保健医療政策担当部長 先ほどコロナのお話も出た、ここで9月議会の決算のワクチンだけのお話をさせていただくと、昨年度、令和3年度なんですけれども、健康推進課の決算が全部で16億6,000万ぐらいなんですけれども、そのうちワクチンの接種が5億5,000万円程度で、率にすると33%程度ですから、単純には今まで5億5,000万分、健康推進課の事業的には予算は少なかったんですけども、その分膨らんでいるということです。

やはりならずと、1人当たり1回1万円ぐらい、人件費等々、会場費というところ、かかります。それが、国でいうところの1兆何千億円というふうな数字になってくるかと思うんですけども、相当な金額ですよ。

これをまた、いわゆるインフルエンザ接種並みに、国のものではなくて全部下ろしてくる

となると、多摩市は交付金もらってないので、予防接種は全部一般会計から繰り出ししているんです。

ですから、今、既にいわゆるお子様方の予防接種なんかも全部自前で持ち出しの中、また、コロナもこれを全部自前の持ち出しとかというと、相当、今後、各クリニックさんでそのワクチンをやっただいて、会場費とか人件費とかは要らなくなるにしても、1本は大体2,049円とかというワクチンの金額なので、大体それをインフルエンザ並みに倍ぐらいの値段で打っていただいたとしても、相当の金額を多摩市が負担しなければならないので、かなり厳しいです。

○川又委員 インフルエンザは無料なんですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 インフルエンザは今は高齢者の。インフルエンザは無料ではないです。自己負担です。

○川又委員 自己負担。65歳以上は無料ですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 65歳は東京都の制度で。

○川又委員 東京都のほう。

○伊藤保健医療政策担当部長 はい。東京都のほうに今はやってもらっています。昨年度と今年度は追加。

ですから、そういうような要素もあるので。

○下井会長 林委員、何か。大丈夫ですか。すみません。

何か次回の委員会のときに、次回開催は12月15日予定ですがけれども、諮問を受けると思うんですがけれども、そのときまでに必要な資料がもし皆さんございましたら。

○松下保険年金課長 先ほど津布久委員からもございましたけれども、こういった資料が欲しいということであれば、事務局のほうに御連絡いただきまして、12月2日期限というように、もし何かあれば事務局のほうに御連絡いただければと思います。

○下井会長 よろしくお願ひします。

では、もしなければ、その他ということで、次回の開催になりますけれども。

○松下保険年金課長 次回の開催は12月15日午後1時半から西の会議室ということで開催を予定させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

内容につきましては、令和5年度の保険税率の見直しについてということで、正式に諮問をさせていただく予定になってございます。

なので、今回の想定される法定外繰入れの部分ですとか、あと、先ほどもございましたけ

れども、物価高騰ということで市民生活に与える影響という部分を含めまして、また皆さんで御議論いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、コロナの感染者が増えていますけれども、皆さんくれぐれもお気をつけください。

これで閉会とします。どうもありがとうございました。

午後2時18分 閉会

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員